

役場住民課からの大切なお知らせ

# 会社にお勤めになる方 会社を退職される方

## 保険証の手続き はお済みですか？



病院にかかる時に必要な健康保険証。新しく会社にお勤め始めた時、また会社を退職した時、保険証の切り替えは正しく出来ていますか？安心して医療サービスを受けられるよう、下記の事項についてあらためて確認しましょう。

### ■ 新しく会社にお勤めになる方

新規雇用者には、会社から速やかに「社会保険の保険証」、またはその発行に時間を要する場合は「資格取得証明書」（またはそれに代わる会社発行の押印済証明書）が発行され、これまでお使いの国保の保険証は役場に返却、または破棄が必要となります。新たに被扶養者になった場合も同様の手続きが必要です。お勤めになる日（社会保険に加入した日）から14日以内に役場窓口にて健康保険の切り替え（国保を脱退し保険証を役場に返却する）手続きが必要です。

◎手続きの際に必要なもの

- ・ 社会保険の保険証または資格取得証明書
- ・ 免許証等の写真付きの身分証
- ・ 印鑑

もし保険証が手元に何枚・何種類かあるなら「有効期限」を確認しておこう！古い保険証は必ず返却か破棄が必要だ！



### ■ 退職される方

退職者には、会社から速やかに「資格喪失証明書」（またはそれに代わる会社発行の押印済証明書）が発行され、これまでお使いの社会保険の保険証は回収されます。

退職日（社会保険を脱退した日）から14日以内に役場窓口にて健康保険の切り替え（国保への加入）手続きが必要となります。

◎手続きの際に必要なもの

- ・ 資格喪失証明書
- ・ 免許証等の写真付きの身分証
- ・ 印鑑



そのほかに「離職票」「雇用保険受給資格者証」があれば、国保・年金の保険料の減免や免除が受けられる可能性があるよ！持っている場合は持参しよう！

※ 国保脱退の確認に必要な「社会保険の保険証」または「資格取得証明書」、国保加入時の「資格喪失証明書」がお手元にない場合は、事前に会社の担当者に確認してください。

※ 国保加入の手続きが遅れると加入月まで遡って国保税を納めなければならない、また脱退の手続きが遅れると、新しく加入した社会保険の保険料と国保税とを二重に支払ってしまうこともあります。  
必ず14日以内に届出をしましょう。

※ ご本人が窓口に来られない場合、同じ世帯の方であれば代わりに手続きができます。

## 保険証 Q&A このような場合にはどうしたらいいの？



### 病院に通院しているAさんの場合

会社に勤め始めたんだけど新しい保険証がまだ手元に届かなくて…。でも今すぐ病院にかかりたいし、とりあえず国保の保健証を貰っておいてそれを使わせてくれない？

⇒ 社会保険の保険証が発行済か否か、及びそれが本人の手元にあるか否かに関わらず、既に社会保険の資格を取得状態である場合、国保の保険証の発行はできかねます。(国保資格の不正使用となるため)

社会保険の保険証の発行が遅れている場合には、会社からその代わりとなる証明書(資格取得証明書等)を発行していただき、医療機関を受診する際にはそちらを持参したうえで「保険証が後日手元に届く」旨を医療機関に伝えてください。

※ 仮に、本来は社保の資格取得中にも拘らず国保の保険証で医療機関を受診してしまった場合、後に「不当利得」として本人に対し医療費の返金を要求する場合があります。

(その後、本人から会社にその分の医療費を請求する流れとなります)

この手続きには数カ月間を要することがあり、段階的に各種書類の記入・提出が必要となる場合があります。



### 手続きを忘れていたBさんの場合

前に会社を退職して今はもう別の会社に勤めているんだけど、その間に数日間の空き日があるんだ。特段不自由もないし昔のことだから、今さら手続きは必要ないよね？

⇒ 国が定める「国民皆保険」の原則上、保険期間には空白が生じることがあってはいけません。この場合の数日間の空き日というのは、「国保の資格を取得していた期間」となるため、記録を遡って手続きを行う必要があります。

特に注意が必要なのは、その空き日となっていた期間に病院を受診していたり、月をまたいでいたりした場合です。役場窓口にて速やかに手続きをお願いします。

※ 社会保険間で途切れがない場合(前の会社の保険資格の喪失日と、新しい会社の保険資格の取得日が同日となる場合)には、役場での国保に関する手続きは特に発生しません。



その他、国民健康保険についてご不明な点がございましたら、

南部町役場住民課(☎0556-66-3405)までお気軽にお問合せください。